習志野市立図書館インターネット検索端末の利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市立図書館において、利用者の調査研究等に資すための情報サービスの一環として設置したインターネット検索端末(以下「端末」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 端末を利用できる者は、習志野市立図書館運営規則(昭和43年教育委員会規則第2号。 以下「図書館規則」という。)第9条に基づく図書館カードの交付を受けた中学生以上の者(以下「利用者」という。)とする。

2 館長が指定した端末に限り、図書館規則第9条に基づく図書館カードの交付を受けた小学生の利用もできる。

(利用方法等)

第3条 利用者は、端末を利用する当日に、図書館カードを添えて館長に利用申込みをしなければならない。

- 2 館長は、前項の申込みがあったときは、別に定めるインターネット検索端末利用受付簿に必要事項を記入し、端末の利用を認めたときは、利用カードを交付するものとする。
- 3 端末の利用時間は、図書館規則に定める開館時間内とし、I回の利用につき30分以内とする。 ただし、利用時間は閉館時間を超えることができないものとする。
- 4 端末の利用料金は、無料とする。
- 5 利用者は、端末の利用が終了したときは、利用カードを館長に返却しなければならない。
- 6 館長及び職員は、利用者に代わって端末の操作及び情報の検索を行わないものとする。

(禁止事項等)

第4条 端末の利用において、次の各号に掲げる行為は禁止とする。

- (1) 調査研究以外の目的で利用すること。
- (2) メールの送受信、掲示板等への書き込み等閲覧以外の行為をすること。
- (3) 社会通念上好ましくないサイトを閲覧すること。
- (4) 有料サイトを閲覧すること。
- (5) ソフトウェアをダウンロードし、又はインストールすること。
- (6) プリントアウト並びに画面の撮影等、複製に類する行為をすること。
- (7) 外部記憶媒体を使用すること。
- (8) 初期設定を変更すること。
- (9) その他法令に違反すること。

(利用の制限)

第5条 利用者が前条に規定する禁止事項に違反した場合は、館長は、当該利用者による端末の

利用を停止又は禁止することができる。

(損害賠償等)

第6条 利用者が第4条に規定する禁止事項に違反し、又は自己の責めに帰すべき事由により端末の機器及び設備を亡失又は破損した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 館長は、インターネットの利用に伴うトラブルの責任については、一切負わない。 (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月23日から施行する。